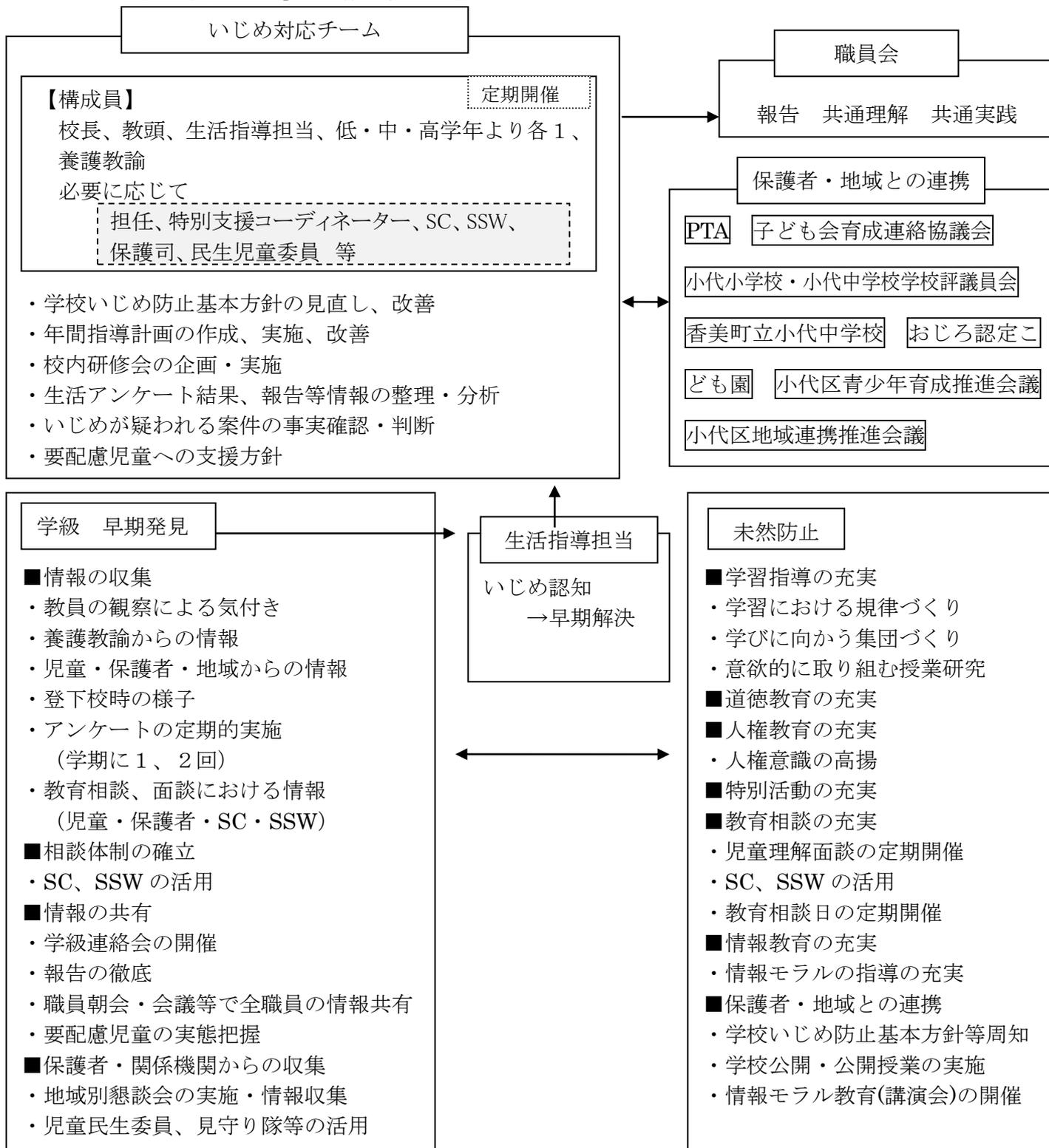


# 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。特に道徳教育・人権教育・特別活動を通しての取り組みの充実を図る。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、その中核となる「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行う。

## ＜いじめ対応チームの構成員＞ ※問題行動・不登校対応チームも兼ねる

※ 「いじめ対応チーム」の構成は以下のとおり



いじめ対応チーム

職員会

**【構成員】**  
 校長、教頭、生活指導担当、低・中・高学年より各1、養護教諭  
 必要に応じて  
 担任、特別支援コーディネーター、SC、SSW、保護司、民生児童委員 等

定期開催

報告 共通理解 共通実践

保護者・地域との連携

PTA 子ども会育成連絡協議会  
 小代小学校・小代中学校学校評議員会  
 香美町立小代中学校 おじろ認定こども園  
 小代区青少年育成推進会議  
 小代区地域連携推進会議

学級 早期発見

- 情報の収集
  - ・教員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - ・児童・保護者・地域からの情報
  - ・登下校時の様子
  - ・アンケートの定期的実施 (学期に1、2回)
  - ・教育相談、面談における情報 (児童・保護者・SC・SSW)
- 相談体制の確立
  - ・SC、SSW の活用
- 情報の共有
  - ・学級連絡会の開催
  - ・報告の徹底
  - ・職員朝会・会議等で全職員の情報共有
  - ・要配慮児童の実態把握
- 保護者・関係機関からの収集
  - ・地域別懇談会の実施・情報収集
  - ・児童民生委員、見守り隊等の活用

生活指導担当  
 いじめ認知  
 →早期解決

- 未然防止
- 学習指導の充実
    - ・学習における規律づくり
    - ・学びに向かう集団づくり
    - ・意欲的に取り組む授業研究
  - 道徳教育の充実
  - 人権教育の充実
    - ・人権意識の高揚
  - 特別活動の充実
  - 教育相談の充実
    - ・児童理解面談の定期開催
    - ・SC、SSW の活用
    - ・教育相談日の定期開催
  - 情報教育の充実
    - ・情報モラルの指導の充実
  - 保護者・地域との連携
    - ・学校いじめ防止基本方針等周知
    - ・学校公開・公開授業の実施
    - ・情報モラル教育(講演会)の開催